

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	第50回衆議院議員総選挙ポスター掲示場用掲示板
発 注 課	選挙管理委員会事務局選挙課
選 定 事 業 者	大丸株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は、ポスター掲示場に使用する掲示板を調達（レンタル）するものであり、各区選管が調達するポスター掲示場製作設置及び撤去業務（以下「設置撤去業務」という。）において、本業務で調達した掲示板を使用し、ポスター掲示場の製作設置を行うことになる。 ポスター掲示場の製作設置については、過去実績及び業者への聴き取り結果により、掲示板の引渡し後5日間の期間が必要であり、公示日の3日前である10月12日が設置期限であることから、掲示板を10月7日までに納品する必要がある。 今回の衆議院議員総選挙については、任期満了年度に執行されるものではないことから、執行経費はR6当初予算に計上されておらず、本業務に係る経費は予備費充用により措置することになる。予備費充用後執行可能となるのが10月4日の見込みであり、本業務はそれ以降に契約締結することとなるが、10月7日に納品するためには少なくとも前営業日である10月4日に契約する必要がある、競争入札により調達することは不可能である。 次に、契約の相手方について、過去の同種業務の受託業者すべてに、上記の日程での履行可否を聴取したところ、上記業者からは履行可能との回答があり、他の業者からは履行困難であり指名を受けても辞退する旨の回答があった。 以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、特定随意契約により本業務の調達を行うものとし、上記業者を契約の相手方として選定する。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和6年10月1日